

平成18年(行ウ)第226号 土地区画整理事業施行認可処分取消等請求事件

原告 由井玲子 外

被告 杉並区 外

平成18年(行ウ)第636号 土地区画整理事業施行認可処分取消等請求事件

原告 由井玲子 外

被告 杉並区 外

文書送付囑託の申立

平成19年7月12日

東京地方裁判所民事第38部合議B2係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 斉藤 驍

ほか6名

頭書事件について、原告らは次の通り、文書の送付囑託の申立をする。

1. 文書の表示

(1) 訴外三井不動産株式会社が作成し、被告杉並区に提出した本件三井グランド開発に係る同社の基本構想

(2) 同社が平成17年8月18日付で被告杉並区に対して提出した特別区道2130号の一部を本件区画整理事業に編入することを求める申請書及び添付図面各一式

南地区に係るもの(乙イ第11号証関係)

北地区に係るもの(乙イ第12号証関係)

(3) 同社が平成16年から平成17年にかけて作成し、被告杉並区に対して提出した

本件グラウンドの陸上動植物調査および景観調査に係る結果報告書

2. 文書の所持者

被告杉並区

3. 証すべき事実

(1) 文書(1)について

本件区画整理事業が南北に違法に分割されて行われるに至った経緯及び本件開発に係る行政と三井不動産とのためにする違法な協議と、それに基づく一連の処分の違法の起点のひとつが、この「基本構想」にあったこと。

(2) 文書(2)、 について

本件三井グラウンドのなかに特別区道2130号という公道が南北にわたり存在していたにもかかわらず、例えば法廷で提出されている南部地区の区画整理事業施行認可申請書の位置図(現況図、乙イ第11号証 原告分類乙イ11-2(1))には全く表示されていない。普通の人間にはそうとしか見えないのである。区画整理施行地区に公道があるのとないのとでは、事業計画に大きな違いが生ずることがあるから、この取扱については十分な検討と審査が必要であるのに、これが行われていないこと。

また、本件グラウンドのなかに公道があれば、公衆がこの道路によって自由に立ち入りができるのであるから、本件グラウンドはその実質的機能として緑地であるばかりでなく、公園のそれをも果たしていたことになるし、事実そうであったのである。このことについても、まったく検討審査しなかった南北の本件区画整理事業はこの点においても違法であり、これを誤魔化すため、本件区画整理等の一連の処分の違法を隠蔽するため、施行認可申請の添付図面等の作成を故意に工作していること。

(3) 文書(3)について

本件開発の質・規模等を考えれば、環境に与える影響について十分な検討が必要

であるのに、三井不動産はこれをしなかったにもかかわらず、被告杉並区はこれを容認し、これらの資料すら都市計画審議会にも提出せず、その判断を誤らせ、本件区画整理等一連の処分が違法であることを隠蔽していたこと。

以上